

中国村民委員会組織法の改正

海外立法情報調査室 宮尾 恵美

【目次】

はじめに

I 村民委員会について

- 1 村民自治組織
- 2 村民委員会の現状
- 3 村民委員会をめぐる問題

II 村民委員会組織法の改正

- 1 村民委員会組織法の改正の経緯
- 2 改正の概要

おわりに

翻訳：中華人民共和国村民委員会組織法

はじめに

村民委員会は中国の農村における基層(末端)の大衆的自治組織⁽¹⁾と位置付けられているが、その誕生の時期は比較的新しい。1958年から始まった人民公社体制⁽²⁾は、1978年以降家族が生産の単位として農業生産に従事する請負制の普及とともに、崩壊に向かい機能しなくなった。人民公社は経済組織と行政組織の両方の機能を備えたものであったため、それまでその体制下で行ってきた村の共同設備・器具等の管理や治安の維持など公共の業務に支障をきたすようになった。このような状況下で、広西壮族自治区

の村で、1980年に村民自らが選挙により委員を選出して委員会を設置し、村の規約を作り、こうした問題に対処したのが村民委員会の始まりとされている⁽³⁾。こうした村民委員会の設置の動きは周辺の村にも広がったが、同時に国も人民公社制度解体後の受け皿として、村民委員会の設置を行うことを決定し、1983年には国务院が「政社分離⁽⁴⁾」を実行し郷政府を設立することに関する通知⁽⁵⁾を出し、1984年末までには村民委員会の設立は基本的に終了した⁽⁵⁾。

村民委員会に関する立法化は、1982年の憲法改正では、村民委員会が都市における居民委員会と同様、農村における基層の大衆的自治組織であることが明文化されたが、それから5年後の1987年11月24日の第6期全国人民代表大会(以下「全人代」)常務委員会第23回会議でようやく「中華人民共和国村民委員会組織法(試行)」が制定され、1988年6月1日から施行された。その後1998年11月4日に第9期全人代常務委員会第5回会議において全面改正された村民委員会組織法が採択され、同日公布、施行された。それから10年余りの間の農村の変化は大きく、同法は実態に合わなくなり再度改正を行う必要が生じた。こうして、2010年10月28日に、第11期全人代第17回会議において村民委員会組織法の改正案が採択され、同日公布、施行された。

-
- (1) 中華人民共和国憲法第111条に「都市及び農村で住民の居住区ごとに設置される居民委員会又は村民委員会は、基層の大衆的自治組織である。居民委員会及び村民委員会の主任、副主任及び委員は、住民がこれを選挙する。居民委員会及び村民委員会と基層政権との相互関係は法律でこれを定める」と規定している。
 - (2) 人民公社は、公社、生産大隊、生産隊の3つのレベルから構成され、概ね20-30戸の農家から1つの生産隊、10余りの生産隊から1つの生産大隊、10くらいの生産大隊から1つの公社が編成されていた。(天児慧ほか編『岩波現代中国事典』岩波書店、1999、p.612.)
 - (3) 王布衣「记中国第一个村民委员会的诞生」『农家之友』2010年5期、2010.5、pp.10-11.
 - (4) 政社分離とは、政治機能と経済機能を分離すること。
 - (5) 1981年に存在した生産大隊数は718,022、1984年までに成立した村民委員会数は927,312で、政社分離が完成していない人民公社数は63であった。(史卫民等『中国村民委员会选举历史发展与比较探究(上卷)』中国社会科学出版社、2009、p.7.)

本稿では、村民委員会の現状、同組織法の改正点について紹介し、2010年に改正された村民委員会組織法（以下「改正法」）の翻訳⁽⁶⁾を参考として付す。なお、2010年改正前の村民委員会組織法は以下「旧法」とする。

I 村民委員会について

1 村民自治組織

現在の中国の地方行政区画は、省級一地（地区）級一県級一郷級という4層制が典型であり、末端の行政区域である郷級とは、郷⁽⁷⁾、民族郷及び鎮を指し、それぞれに郷政府、民族郷政府、鎮政府が設置されている。農村地域では、郷や鎮の下に1つまたはいくつかの自然村（集落）から成る行政村⁽⁸⁾があり、村民委員会が設置されている。元々行政村とは、革命根拠地⁽⁹⁾や中華人民共和国の建国初期に、一部の地区に置かれた農村の基層の行政区域のことであったが、1954年に郷政府が設立されると、行政区域としての行政村は廃止された⁽¹⁰⁾。人民公社時代には、郷は人民公社に、行政村の区域は生産大隊に、自然村は生産隊に編成された。後に

人民公社の解体に伴い郷制が復活し、おおむね、人民公社は郷や鎮に改編されて郷・鎮政府が設置され、生産大隊は行政村となり村民委員会が設置され、生産隊は村民小組（グループ）に移行した⁽¹¹⁾。

こうして「国家の政策（政務）は郷鎮政府が責任を持って行い、村の仕事（村務）は村民委員会が自治的に行う⁽¹²⁾という役割分担による自治体制がとられ、自治組織として村民委員会、村民小組が設置された。また重要な事項を決定する場合の村民の意思決定機関として村民会議、村民代表会議、村民小組会議が設置されている。次にこれらの組織について簡単に紹介する。

・村民委員会

村務を行う自治組織。正式な行政組織ではないが、行政の委任事務のような業務も行っている。主任、副主任と委員の合計3名～7名で構成される。村民による直接選挙で選出され、任期は3年である。憲法第111条第2項によれば、村民委員会の役割は「人民調停⁽¹³⁾、治安防衛、公衆衛生等の各委員会を置き、その居住区における公共事務及び公益事業を処理し、民間

(6) 翻訳に当たっては、田中信行「村民委員会組織法新旧条文比較対照表」（「中国の村民委員会はどうか」『中国研究月報』53巻7号，1999.7，pp.20-27.に収録）を参考にした。同表は1987年の試行法、1998年改正の村民委員会組織法及びその草案の条文を対照させたものである。

(7) 郷は農村部に、民族郷は少数民族居住区に、鎮は商工業を中心とした比較的人口が多い区域にそれぞれ設けられる。

(8) 行政村とは1つの村民委員会が管理する区域をいい、正式な行政区域ではないが、それに相当するという考えもある。この区域に対する呼称は、行政村、建制村、村、村民委員会、自然村など様々な用語が使われている。行政村という用語は、建国初期の行政区域を表す用語として使われていたため、区別するためにも建制村を使用すべきだという主張もあるが、一般には行政村が広く使用されているようである。伊佩庄「建制村称谓是最佳的选择」『乡镇论坛』2003年7期，2003.7，pp.10-11.を参照。

(9) 中国共産党革命根拠地とは、第1次国共合作の崩壊（1927）以降、建国に至るまで中国共産党が実行支配した区域をいう。天兒慧ほか編 前掲注(2)，p.105.

(10) 方攷行「行政村不应该继续采用」『新闻世界』2009年9期，2009.9，p.36.

(11) 前掲注(2)

(12) 滝田豪「村民自治」の衰退と「住民組織」のゆくえ 黒田由彦・南裕子編著『中国における住民組織の再編と自治への模索—地域自治の存立基盤』（グローバルイノベーションと東アジア社会の新構想6），日中社会学叢書，明石書店，2009，p.201.

(13) 人民調停とは訴訟によらない紛争等の解決方法で、住民自治組織である村民委員会及び居民委員会の下に設置された人民調停委員会が調停業務を行っている。

の紛争を調停し、社会治安の維持に協力し、人民政府に大衆の意見及び要望を反映させ、提案を行う」こととされている。

・村民小組

村民委員会の下に設置される自治組織。村民委員会が管轄する地域である行政村(以下「村」)が広い場合や土地の集団所有権の関係がある場合(改正法で明記された)等、必要に応じて設置される。村民小組が所有する土地や財産の管理を行う⁽¹⁴⁾。

・村民会議

直接民主制に基づく村の意思決定機関。18歳以上の村民の全員参加を基本とする。村民委員会及び村民委員会の構成員の業務の評議等を行い、村民委員会の決定が不当であれば、それを取り消し、または変更する権限を有している。また村の事業計画、村の事業の収益や土地収用補償費の使用・管理、集団の財産の処理等村民の利益に関する事項は、必ず村民会議の討議及び決定を経なければならない。

・村民代表会議

間接民主制に基づく村の意思決定機関。村民会議の開催が困難な、人口が比較的多い村や人口が分散している村に設置し、村民会議が授権した事項を討議及び決定することができる。村民代表は、村民5戸から15戸につき1人を選出する、または村民小組が若干名を選出すること

とされている。

- ・村民小組会議(改正法により新設)
村民小組の意思決定機関。

2 村民委員会の現状

2009年度の民政部の統計⁽¹⁵⁾によれば、2009年末現在全国に設置されている村民委員会の数は59万9千、村民小組の数は480万5千、村民委員会の構成員数は234万人となっている。これは、前年に比べると、村民委員会は5千、村民小組は4千減少しているが、構成員数は1千人増えている。農村の都市化に伴い、村民委員会が居民委員会に変わったこと、統廃合を行ったことにより村民委員会の数は減少しているためである。また、村民委員会の管轄する村の規模については、2008年度の統計によれば、全国604,285の村民委員会のうち、1千戸以下が462,251、1千戸から3千戸が119,622、3千戸以上が22,412であった⁽¹⁶⁾。村民委員会の構成については、これも2008年度の統計であるが、全構成員数233万9千人のうち、女性の人数は50万7千人であった⁽¹⁷⁾。構成員に占める女性の割合は21.7%弱で、女性の構成員が1人もいない村民委員会が少なくとも9万7千はあるということになる。また、党員数は137万3千人⁽¹⁸⁾、支部党書記と村民委員会主任の兼任の割合は、2004年～2006年は32.5%で、2007年～2008年

(14) 土地管理法第10条には、「農民集団所有の土地が、村の農民集団所有に属する場合は、村の集団経済組織又は村民委員会が経営し、管理する。村の2つ以上の農村集団経済組織の農民集団所有に属するものは、村の各農村集団経済組織又は村民小組が経営、管理する」とある。国土資源部の報告では、農村小組所有の土地が90%を占めるという。(阮蔚「矛盾深まる中国の農地制度—経済成長に取り残された農民—」『農林金融』63巻8月号、2010.8, p.8.) <<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1008re1.pdf>> 以後、インターネット情報はすべて2011年1月20日現在である。

(15) 「2009年民政事业发展统计报告」2010.6.10. 民政部ウェブサイトによる。<<http://cws.mca.gov.cn/article/tjbg/201006/20100600081422.shtml?2>>

(16) 全国人大常委会法制工作委员会国家法室编著『中华人民共和国村民委员会组织法解读』中国法制出版社, 2010, pp.17-18.

(17) 「我国农村村民自治实践有序推进」2009.12.23. 中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/huiyi/cwh/1112/2009-12/23/content_1531461.htm>

(18) 同上

は6つの省・直轄市¹⁹⁾の統計によれば、その割合は61.77%であった²⁰⁾。

また、第11次5か年計画期間(2006-2010年)における農村自治の状況について、民生部長李立国によれば、29の省(自治区、直轄市を含む)で村民委員会組織法実施弁法、31の省(同)で村民委員会選挙弁法を制定、85%以上の村に村民会議または村民代表会議が設置された。毎年、1回以上村民会議を開催している村は35%以上、村民代表会議を開催している村は75%以上である。98%の村が村の規約を作り、92%以上が財務や村務の監督を行う何らかの組織を設置している²¹⁾。

村民委員会の選挙の状況については、2009年度は7万4千の村民委員会が選挙を行い選挙人名簿登録数は8172万4千人、実際に投票を行った者は6521万5千人であった²²⁾。

3 村民委員会をめぐる問題

村民委員会とその活動については、共産党や郷鎮政府との関係、不正な手段による選挙、土地収用の補償費用や資産等に関する不正行為や村民の人権を侵害する行為が頻繁に起こっていること等さまざまな問題が指摘されている。問題の背景は非常に広範囲にわたるが、本稿のテーマである村民委員会組織法との関連で言えば、法律自身の不備とその実施上の問題があげ

られよう。旧法の問題については、第II章第2節「改正の概要」で触れるが、同法実施上の問題点については、民政部基層政権及びコミュニティ建設局の責任者が同法の改正に関して指摘²³⁾しており、次にその概要を紹介する。

(1) 幹部の問題

幹部の中には基層の民主政治を構築するという要求に適応できていない者がいる。行政命令や命令を下すことに慣れ、村民自治を重視せず、長期にわたって委員会の改選を延期する、新任の村民委員会の委員に対して訓練を行わず、援助もせず、彼らに失敗があると非難し、勝手に更迭、停職等の処分を行う等の行為がみられる。

(2) 村民の意識の問題

村民の中には、自身が有している権利とその行使方法を理解していない、権利のみ主張し義務を果たさない、村民会議や村民代表会議で決定された事項を守らない、買収や票集め等の選挙違反行為、投票箱を毀損する等の選挙妨害行為を行う者がいる。

(3) 党支部と村民委員会との関係²⁴⁾

党組織のメンバーの中には、党の領導的役割を果たすということを党組織、党書記が勝手に

19) 6つの省(自治区、直轄市)とは、北京市、遼寧省、吉林省、山東省、海南省、雲南省である。史卫民等『中国村民委员会选举历史发展与比较探究(下卷)』中国社会科学出版社、2009、pp.265-269。

20) 村民の選挙によって選ばれた村民委員会が共産党支部に従わない現象が生じ、それを回避するために、党支部書記と村民委員会主任との兼任、村民委員会委員と党支部委員との兼任が党により提唱されている。滝田 前掲注(12)、p.202。

21) 「民政部长李立国：巩固农村基层民主建设成果」2010.12.23. 中华人民共和国农业部〈http://www.moa.gov.cn/fwllm/jrsn/201012/t20101223_1796121.htm〉

22) 前掲注(15)

23) 「民政部有关人士指出村民委员会组织法实施中存在问题需引起重视」2009.12.23. 中国人大网〈http://www.npc.gov.cn/huiyi/lfzt/cmwyhzzf/2009-12/23/content_1531716.htm〉

24) 村民委員会と中国共産党支部との関係については、共産党の組織は、「領導的中核の役割を發揮し、村民委員会が職権を行使することを領導し及び支持する。村民が自治活動を行い、民主的權利を直接行使することを支持し及び保障する」とされている(旧法第3条、改正法第4条。下線部は改正部分)。なお領導とは指導と翻訳されるが、強制力を伴う命令である。

物事を決めることであると考え、村民委員会の役割に注意を払わず、結果として村民会議、村民代表会議を形式的なものにしている者がいる。落選した村の幹部が村の党組織の支持の下で、公印、財務帳簿の引渡しを拒否し、新任の委員が職務を果たすことができないようにした例もある。また、村民委員会が村民自治とは村民のやりたいようにさせることだと考え、村の党組織の意見を尊重しないケースもある。党組織及び村民委員会の幹部が村民全体の利益を考えず、個人や特定の集団の利益を追求するような場合もあり、村民の不満を引き起こしている。

(4) 業務の発展の不均衡

地域による不均衡もあれば、1つの地域で行う業務が不均衡である場合もある。ある地方では選挙を重視しているが、村務公開や民主的な管理には力を入れていない、またある地方は、幹部に対する監督が不十分で、財務状況が公開されていない、民主的な政策決定がなされていない等の問題があり、農民が集団で上級機関への陳情を行うという深刻な事態を招いている。

(5) 農村改革における新しい問題

農村の戸籍制度の変革が進み、一部の地域では、都市と農村の住民の身分の境界がなくなりつつあるものの、現在、村民委員会の選挙にお

ける選挙人の資格は戸籍により定められるため、民主的権利を行使することができない人がいる²⁵⁾。また農村の税收改革²⁶⁾が進み、農業税と農業特産物税を撤廃したが、村の幹部への報酬、村組織の維持費用を従来この税金で賄っていたため、経費について改正法で規定する必要がある。

(6) 現行法の規定の不備

村民自治体制と行政管理体制の連携について、村民委員会組織法は、郷鎮政府と村民委員会の間は指導関係であると規定しているが²⁷⁾、どのように指導するのかについては法律上も政策上も明確ではない。選挙経費と村の幹部の研修費用に財政的裏付けがないことも自治活動に影響を与えている。

II 村民委員会組織法の改正

1 村民委員会組織法の改正の経緯

今回の改正については、2008年10月29日の第11期全人代常務委員会によって承認された第11期立法計画²⁸⁾に組み入れられていた²⁹⁾。改正案は2009年12月22日から12月26日まで開催された第11期全人代常務委員会第12回会議に提出され、第1回の審議が行われた。審議終了後、全人代法律委員会は、2009年12月26日から2010年1月31日まで全人代のサイトである中国人大ネ

²⁵⁾ 出稼ぎ農民等居住地と戸籍所在地が異なる人口が増え、戸籍所在地での選挙参加が困難になっている。

²⁶⁾ 農民の税負担の重さが問題となり、農民の負担軽減のため農業特産税が2004年1月に、2006年には農業税が全撤廃される等、税費の改革が行なわれた。しかしこのために、郷・鎮政府や村の財源が不足し、公共事業等の実施には、「一事一議」という制度で村民から資金と労働力の提供を得るという結果になり、豊かでない農村の公共・公益事業の実施に影響を与えている。(南裕子「市場経済化と農村政策転換期における中国農村部の生活環境整備手法について—四川省射洪県の事例から」を参照。『Discussion Paper』2006-21, 2007.3, pp.1-17.)
(<http://www.econ.hit-u.ac.jp/~kenkyu/jpn/pub/2006/pdf/06-21minami.pdf>)

²⁷⁾ 村民委員会と郷鎮政府との関係は、「郷、民族郷及び鎮の人民政府は、村民委員会の業務に対し、指導、支持及び援助を与え、ただし、法的に村民自治の範囲に属する事項に関与してはならない。村民委員会は、郷、民族郷及び鎮の人民政府の業務遂行に協力する」とされている(旧法第4条、改正法第5条)。

²⁸⁾ 「十一届全国人大常委会立法规划」2008.10.29. 中国人大网 (http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/sywxw/2008-10/29/content_1455985.htm)

ットにおいてパブリックコメントを求め、また中央と地方の関係部門の意見を聴取した。2010年6月3日に内務司法委員会、国务院法制弁公室及び民政部の関係者の参加を得て会議を開催し、これまでの審議における意見や関係者の意見に基づき、改正案に対して審議を行った。審議は6月12日にも行い、第2次改正案を作成、6月22日から6月25日まで行われた第11期全人代常務委員会第15回会議で第2回の審議を行った。法律委員会と法制業務委員会は第2回の審議が終わった後、農村の各級人代表や専門家の意見を聴取し、9月29日及び10月15日に会議を開催し、改正案の検討を行った。10月25日から10月28日に行われた第11期全人代常務委員会第17回会議では、第3次改正案の審議が行われ、10月28日に改正案は採択された。

2 改正の概要

旧法は章立てがされていなかったが、改正法は次の6章に分けられ、またそれに伴い多くの条項の移動がなされた。主要な改正点と条項移動を簡単な新旧対照表としてまとめた（末尾の表1「新旧対照表」参照）。

第1章 総則

第2章 村民委員会の構成及び職責

第3章 村民委員会の選挙

第4章 村民会議及び村民代表会議

第5章 民主的管理及び民主的監督

第6章 附則

今回の改正は、居住地に戸籍がない者に対する選挙権の保障、村民委員会の構成員の選出及

び罷免の方法の具体化、村民会議及び村民代表会議の任務、任期及び権限等の規定、村民委員会の業務執行状況に関する査定や財務責任の監査の実施等の管理・監督の強化等を主な内容としている。改正点の概要は次のとおりである。

(1) 村民委員会の構成員及びその職務

・構成員についての規定

旧法では、「村民委員会の構成員の中には適当な人数の女性が含まれなければならない」としていたが、改正法では「構成員の中には女性の構成員が含まれなければならない」（第6条）とした。

第1章第2節「村民委員会の現状」で見たように、女性の構成員のいない村民委員会は多数存在する。これは農村に男尊女卑の考えが根強いこと等が原因として考えられるが、旧法の問題としては「適当な人数」という表現があいまいであり、女性の構成員の人数または村民委員会で占めるべき割合を明確に示すべきであるという指摘がなされていた。草案では、「適当な人数の女性が含まれなければならない」を「女性の構成員が含まれなければならない」と修正したが、この点については女性の構成員選出を強化するものであるという意見⁽⁹⁾と後退であるという意見⁽¹⁰⁾とが出されていた。第2回審議においても、全国の省の半分以上が、関連法規において「村民委員会の構成員の中には1名以上の女性が含まれなければならない」と規定しているという実態を踏まえて、「構成員には少なくとも女性1人が含まれなければならない」と明記すべきだという意見が出されていた⁽¹¹⁾が、

⁽⁹⁾ 改正の要望は早い時期にすでに出されていた。例えば、山西省人民代表大会代表は2003年1月に、村民委員会の候補者の資格の明確化、構成員に占める女性の割合の規定、任期を5年とすること等の改正議案を提出している（「石巨成等17位代表建议修改村民委员会组织法」『山西日报』2003.1.18.）。また、2007年3月の全人大の期間中には279名の代表から9件の同法の改正についての議案が提出されていた（「我国村民自治法律体系日臻完善」『人民日报』2008.1.12.）。

⁽¹⁰⁾ 王春霞「期待农村妇女参政水平进一步提高」『中国妇女报』2010.2.1.

⁽¹¹⁾ 王磊「从村委组织法修改看妇女权益保障」『中国妇女报』2010.4.8.

草案のとおり「構成員の中には女性の構成員が含まれなければならない」とされた。

・村民委員会の職務

村民委員会の職務として、男女平等を促進し、家族計画業務を遂行し、社会組織の活動を支持し、農村コミュニティ³³（社区）の建設を推進することが追加された（第9条）。また構成員は村民自治規則及び村民規約を遵守、実施し、村民会議や村民代表会議の決定及び決議を執行すること、村民の監督を受けることを明記した（第10条）。

(2) 村民委員会の選挙

・村民委員会の選挙についての規定の詳細化

村民委員会の構成員の適性についての問題が指摘されており、旧法には定められていなかった候補者の資質についての規定を新たに設けた。公を重んじ法律を守り、品行方正で、公平でまじめで、公共の利益のために進んで全力を尽くし、ある程度の教育及び業務能力を有する村民を候補者に推薦しなければならないとした。また、村民選挙委員会が、候補者と村民との対面の場を設け、候補者は職務遂行についての考えを村民に紹介し、村民からの質問に回答しなければならないとしたほか、当選人数が定数に満たない場合の選挙方法や、投票期間中に不在のため投票できない村民の代理投票の方法も定めた。（第15条）

・村民選挙委員会についての規定

旧法では、村民選挙委員会については、村民会議又は村民小組が推薦するという規定しかなかった。改正法では、選挙委員会は主任及び委

員で構成され、村民会議、村民代表会議又は各村民小組会議が推薦・選出することを規定し、村民選挙委員会の構成員が村民委員会の構成員の候補者に指名された場合は、村民選挙委員会を辞することや欠員が生じた場合の選出方法についても新たに定めた（第12条）。

・選挙人の登録手続の規定

旧法では、選挙権は戸籍所在地でのみ行使することを前提としていたが、これは人口の移動が少ない時代にはあまり問題にはならなかった。しかし、近年農民の出稼ぎ等による人口流動化により戸籍所在地と居住地が一致なくなり、戸籍所在地での選挙参加が困難になるケース等が増加しており、改正法ではこの点を改善し、選挙人の範囲を次のように明確にした。①戸籍が村にあり村に住む村民、②戸籍が村にあるが村には住んでおらず、選挙に参加する意思を示している村民、③戸籍が村になく、村に1年以上住み、本人が選挙への参加を申請し、かつ、村民会議又は村民代表会議が選挙参加に同意した公民（第13条）。また選挙委員会は選挙人登録を行い、その名簿を選挙の20日前に公表し、異議のある者は、名簿公表の日から5日以内に選挙委員会に申し立てること、選挙委員会は申立ての日から3日以内に処理することを定めた（第14条）。

・村民委員会の構成員に対する罷免手続の改善

旧法では、選挙権をもつ村民の5分の1以上の連名で罷免要求ができ、村民委員会は村民会議を開催し、投票で採決するとしていた。改正法では、村民代表の3分の1以上の連名によっても罷免要求ができるとし、罷免は、選挙人登

³² 「村委会成员中至少有一名女性」2010.6.25. 中国人大网（http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2010-06/25/content_1579021.htm）

³³ 農村コミュニティとは、1つまたは複数の自然村を単位とした地域共同体で、党の指導を受け、ボランティア団体を中心に住民の参加の下に、社会福祉、文化活動、地域の美化運動などの公益事業等を行う。民生部は296の「全国農村コミュニティ建設実験市」でコミュニティ建設の実験を行っており、その1つである山東省諸城市は、1249の村をすべて廃止し、208の農村コミュニティ（社区）に改編して話題となった。

録をした村民の過半数が投票し、投票数の過半数により採択されるとした（第16条）。『中華人民共和国村民委員会組織法解説』⁸⁴では、罷免要求が少ないこと、また罷免要求の件数に比較し罷免が成立する件数が少ないことの原因として、村の人間関係が濃厚であるため罷免しにくいこと、村民の5分の1以上の連名が必要という条件が厳しすぎることを挙げている。そのため、村民代表の3分の1以上の連名により罷免要求ができるという項目を加えたと説明している。また、村民委員会の構成員が行為能力を失った場合又は刑事罰の判決を受けた場合には、退任し（第18条）、村民選挙委員会は村民委員会構成員の欠員について補欠選挙を実施しなければならない（第19条）ことも定められた。

(3) 村民会議、村民代表会議及び村民小組会議について

- 村民会議の開催について、旧法では村民の10分の1以上の提案によるとしていたが、改正法では、村民代表の3分の1以上の提案によっても開催できるとした（第21条）。
- 村民会議は、村民委員会及び村民代表会議の不当な決定を取消し又は変更する権利を有することを定め、村民委員会の権限を強化した。また、村民委員会の年度業務報告の審議やその不当な決定の取消し又は変更を村民代表会議に授権できることも規定した。（第23条）
- 近年、工業化、都市化の過程で農地の非農地への転用に伴い農地の収用が行われているが、農民に対する補償額は極めて低い上に、その決定が村民の知らないところで行われたり、村の幹部が不正な利益を得たりするケースも多いことが指摘されている。改正法で

は、村民会議の討議及び決定を経なければならない村民の利益に係る事項について、土地収用補償費の使用及び分配計画、集団の財産の処分についての規定を追加する等の改正を行い、またこれらの事項の討議及び決定は村民代表会議に授権できるとした（第24条）。

- 村民代表について、旧法では5戸から15戸ごとに1人の代表を選出する、又は、村民小組が若干名の代表を推薦するという事しか定めていなかった。そのため、村民代表会議の構成は各地でばらつきがあり、村民代表だけで構成されているもの、村民代表、村民委員会の構成員及び各級人民代表大会の代表で構成されているもの、村民代表と村民委員会の構成員で構成されているもの等さまざまであった⁸⁵。改正法では、村民代表会議は村民委員会の構成員と村民代表から構成され、村民代表は村民代表会議の構成員の5分の4以上を占めなければならない、また女性の村民代表が村民代表会議の構成員の3分の1以上を占めなければならないとするとともに、村民代表の任期についても定めた（第25条）。村民代表会議の開催については4半期に1回開くこと、村民代表の5分の1以上の提案があれば村民代表会議を開催しなければならないとし、構成員の3分の2以上の参加で開催でき、参加者の過半数の賛成で決定することができることとした（第26条）。
- 村民小組と村民小組会議
村民小組について、旧法では村民の居住状況に基づき設置できるとしていたが、改正法では、それに加え、集団土地所有権の関係という理由でも設置できるとした（第3条）。また村民小組会議制度を新設し、同会議の開催、任期について定め、村民小組が集団所有する土地、

⁸⁴ 全国人大常委法制工作委员会国家法室編著 前掲注(16), p.93.

⁸⁵ 同上, p.139.

企業その他の財産の経営管理及び公益の事項の処理は、村民小組會議が関係する法律の規定に基づき討議及び決定し、なされた決定と実施状況は村民小組の村民に公表しなければならないとした（第28条）。

(4) 民主体制と民主監督の改善

村民委員会の村務執行に対する管理、監督に関して、旧法の村務公開制度の規定を改正したほか、新たに村務監督機構、民主評議制度、財務責任に関する監査制度についての規定を設けた。

・村務公開制度の改善

公開しなければならない事項として、政府や社会から受けた災害救助、補助等の資金や物資の管理・使用状況及び村民委員会が人民政府に協力して実施した業務の状況が追加された。また、公開の頻度について、旧法では財務関連事項は6か月に1回以上公開するという規定しかなかったが、改正法では、一般事項は4半期に1回、財務の収支処理を頻繁に行うような場合は毎月1回財務収支状況を公表することとした。（第30条）

・監督機構の構築

村は村務監督委員会その他の形式の村務監督機構を設置し、村民の民主的財務管理に責任を負い、村務公開等の制度の実施を監督すること、その構成員は村民會議又は村民代表會議が村民の中から選出し、その中には財務会計、管理の知識を備えた者を含むこととした。また、村民委員会の構成員及びその近親者は監督機構

の構成員にはなれないこと等を定めた。（第32条）

・民主評議

民主評議とは、幹部などの職務執行状況等に対する総合的な査定方法である。旧法では民主評議についての規定はなかったものの、実際には多くの地域で村民委員会の構成員に対して民主評議を行っていたという⁶⁶。改正法では、これらの経験を基に、民主評議の対象を村民委員会の構成員及び村民又は村の集団が休業手当を払う任用職員とし、村民會議又は村民代表會議の民主評議を毎年1回受けなければならないこと、村民委員会の構成員が2回連続して不適任と評議された場合には、自主的に辞任しなければならないと、辞任しない場合には罷免手続を開始することを規定した（第33条）。

・村務文書管理制度の開設

旧法では、村務文書についての規定がなく、文書の管理・保存が不十分な村も多かった。改正法では、村民委員会と村務監督機構が村務文書を管理すること、村務文書の種類を選挙文書、投票用紙、會議記録、土地請負〔経営〕発注計画及び土地請負契約、集団資産の登記文書、土地収用補償費使用・分配計画等と定めた（第34条）。

・財務責任に関する監査制度

村民委員会の構成員の任期内及び離任時の財務責任⁶⁷に関して會計監査を行うことが定められた。監査事項は、村の財務収支状況、債権債務状況、政府から給付され及び社会から贈与された資金及び物資の管理使用状況、村の公益事

⁶⁶ 同上、pp.181-184.によれば、民主評議の実際の方法はさまざまであり、評議の方法までは規定しなかった。例えば、ある地域では、村民委員会の構成員が職務執行状況を報告した後に、村民または村民代表が各構成員の徳、能力、功績、廉潔さ等の面から査定を行い、その結果を貼り出し公表している。またある地方では、「優秀」から「不適任」までの4つのランクがあり、それぞれの基準が示されている統一書式の民主評議表を用いて、被評議者の報告を聞いた後で、評議参加者が討論の上、表に査定を記入し、その結果をまとめて公表する等である。

⁶⁷ 原文は經濟責任。經濟責任とは、財政資金、国有資源、国有資産、基金や資金の管理・運用及び関連する經濟活動に従事する者が遂行すべき職務と義務をいう。同上、p.190.

業建設プロジェクトの入札状況、村の集団の資産、資源の状況、土地収用補償費の使用及び分配の状況等である。また財務責任監査を行う主体を、県級人民政府の農業部門、財政部門又は郷、民族郷及び鎮の人民政府とし、監査結果は公表しなければならず、そのうち離任時の財務責任監査の結果は、次期村民委員会選挙の前に公表しなければならないと定めた。(第35条)

(5) その他

・村民委員会の必要経費

農業税、農業特産税等の税金やその他の費用の徴収の廃止により、農民はこれらの税金や費用を払わなくてもよくなったが、従来これらの税費で村の公共事業や村民委員会構成員の手当等を払っていたため、経費についての規定を次のように定めた。

村民委員会が人民政府の業務執行に協力する場合は、人民政府は、必要な条件（経費等）を提供しなければならない。人民政府の関係部門が村民委員会に業務を委託する場合に必要な経費は、委託を行う部門が負担する。また、村の公益事業に必要な経費は、村民会議が資金と労働の調達により解決する。経費の調達が困難な場合には、地方人民政府が適当な支援を与える。(第37条)

おわりに

村民委員会が誕生してから30年が経過し、こ

の間、農村をめぐる状況は大きく変化した。特に、1990年代からのいわゆる三農問題（「農業」の低生産性、「農村」の荒廃、「農民」の貧困）は深刻であり、その解決は中国社会の安定と発展にとって重要である。2006年にはこの問題を解決するため、社会主義新農村建設計画が出されたが、その1つに農村の民主化を進め、村民の権利を保護し、自治を拡大するということがあげられている。その一方で、農村開発に失敗した村が債務を背負い、村の財政の郷鎮政府による管理が広く行われ、郷鎮政府が村に幹部を送りこみ直接指導する等、地方政府が村民自治に干渉するような状況が現れ、村民自治は衰退しつつあるという指摘もなされている³⁸⁾。

2010年3月の第11期全人代第3回会議では、全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会選挙法の改正が決定され、農村と都市の1票の価値が同等となった³⁹⁾。今回の村民委員会組織法改正においては、出稼ぎ農民の選挙権の保障について、根本的な解決ではないにせよ、改善策を示したと言えよう。また選挙や罷免手続の規定、村の財務状況の公開、村民委員会とその構成員の業務執行状況の管理や査定の強化等の改正は、幹部の不正行為を防止し、民意を反映させようとする取組の現れであり、農村コミュニティの建設がどのように進むのかも含め、今後の改正法の運用には注目する必要がある。

(みやお えみ)

³⁸⁾ 滝田 前掲注(12), pp.204-206.

³⁹⁾ 富窪高志「選挙法の改正」『外国の立法』243-1号, 2010.4, pp.16-17. (<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02430108.pdf>>)

表1 新旧対照表

新		旧		主要な改正
条	項	条	項	
第1章 総則				
1		1		この法律制定の目的に「村民の合法的な権益を守る」ことを追加
2	1、2	2	1、2	
	3	18	1	村民委員会は村民会議だけでなく、村民代表会議にも責任を負うことを追加
3	1、2	8	1、2	村民委員会設立の原則として経済発展と社会管理に資することという原則を追加
	3	10		村民小組の設立の条件として、集団土地所有の関係を追加
4		3		共産党が村民委員会が職権を行使することを領導し及び支持することを追加
5		4		
第2章 村民委員会の構成及び職責				
6	1	9	1	
	2		2	女性の構成員について「適当な人数の女性が含まれなければならない」から「女性の構成員が含まれなければならない」と改正
	3		3	村民委員会の構成員について「生産を離脱せず」という文言を削除し、「適当な手当を支給できる」を「支給する」に改正
7		25		村民委員会の業務として家族計画を追加
8		5		
9	1	6		村民委員会の職務として男女平等の促進と家族計画業務の遂行を追加
	2	新設		
	3	7		
10		23		村民委員会と構成員は村民自治規則及び村民規約を遵守し、村民会議及び村民代表会議の決定及び決議を執行すること、村民の監督を受けることを追加
第3章 村民委員会の選挙				
11		11		
12	1、2	13		村民選挙委員会の構成等について規定
	3、4	新設		
13	1	12		
	2	新設		
	3	新設		
14	1	12	2	
	2	新設		
15	1	14	1	村民委員会の候補者としての資質を具体的に記述し、村民選挙委員会が候補者と村民との対面、質疑の機会を設けることの規定を追加
	2		2	当選人数が定数に足りない場合の選挙方法についての規定を追加
	3		3	

	4	新設		
	5	14	4	
16		16		村民委員会構成員の罷免手続きについて村民代表の3分の1以上の連名で要求できることを追加
17		15		選挙の不正行為を追加
18		新設		
19		新設		
20		新設		
第4章 村民会議及び村民代表会議				
	1	17	1	
21	2	18	2	村民会議の開催手続きについて、村民代表の3分の1以上の提案でも開催できるよう規定を追加
22		17	2	村民会議の開催と決定について他の法律の規定がある場合の規定を追加
23	1	18	1	村民会議が村民委員会及び村民代表会議の決定を取り消し、変更できる規定を追加
	2	新設		
24	1	19	1	村民会議の決定を経なければならない事項の変更
	2	新設		
	3	新設		
25	1、2	21		村民代表会議の構成、村民代表の任期について規定
	3	新設		
26		新設		
27	1、2	20	1、2	
	3	新設		
28	1	新設		
	2	10		村民小組の任期についての規定を追加
	3	新設		
第5章 民主的管理及び民主的監督				
29		24		村民委員会の業務遂行にあたっての原則を修正し、民主的な意思決定、業務公開の原則、各業務制度の構築について規定
30	1	22	1	
	2、3		2	村民委員会が村民の監督を受ける事項として、支給された資金や物資の管理・使用状況、人民政府に協力し実施した業務の状況を追加。村務公開の頻度について、一般事項は4半期に1回、集団の財務の収支の処理が頻繁な場合は毎月等と規定
	4	22	3	
31		22	4	
32		新設		
33		新設		
34		新設		
35		新設		
36		新設		

第6章 附則			
37		新設	
38		27	農村に駐在する組織とその人員が、農村コミュニティの建設に参加することを規定
39		28	
40		29	
41		30	
以下は削除された条			
		26	

(出典)「中华人民共和国村民委员会组织法修订前后对照表」(全国人大常委会法制工作委员会国家法室编著『中华人民共和国村民委员会组织法解读』中国法制出版社, 2010, pp.240-257.)を参考に著者作成。

中華人民共和國村民委員會組織法

中华人民共和国村民委员会组织法

(2010年10月28日第11期全国人民代表大会常務委員會第17回會議で改正)

海外立法情報調査室 宮尾 恵美訳

【目次】

第1章 総則

第2章 村民委員會の構成及び職責

第3章 村民委員會の選挙

第4章 村民會議及び村民代表會議

第5章 民主的管理及び民主的監督

第6章 附則

第1章 総則

第1条 農村の村民が自治を行い、村民が法に従って、自身の問題を処理し、農村の基層の民主主義を發展させ、村民の合法的な權益を守り、社会主義新農村建設を促進するために、憲法に基づきこの法律を制定する。

第2条 村民委員會は、村民が自ら管理し、自ら教育し、自ら奉仕する基層の大衆的自治組織であり、民主的な選挙、民主的な意思決定、民主的な管理及び民主的な監督を行う。

②⁽¹⁾ 村民委員會は、当該村の公共事務及び公益事業を行い、民間の紛争を調停し、社会の治安維持に協力し、人民政府に対し村民の意見及び要求を伝え並びに提案を行う。

③ 村民委員會は、村民會議及び村民代表會議に対し責任を負いかつ業務の報告を行う。

第3条 村民委員會は、村民の居住状況及び人口数に基づき、大衆の自治に寄与し、並びに

經濟の發展及び社会の管理に資するという原則に照らして設立する。

② 村民委員會の設立、廃止及び範圍の調整は、郷、民族郷及び鎮の人民政府が提案し、村民會議の討議と同意を経て、県級人民政府に報告し承認を得る。

③ 村民委員會は、村民の居住状況及び集団土地所有權の關係等に基づき、若干の村民小組を設けることができる。

第4条 中国共産党の農村における基層組織は、中国共産党規約に従って業務を行い、領導⁽²⁾の中核の役割を發揮し、村民委員會が職權を行使することを領導し及び支持する。憲法及び法律に従い、村民が自治活動を行い、民主的權利を直接行使することを支持し及び保障する。

第5条 郷、民族郷及び鎮の人民政府は、村民委員會の業務に対し、指導、支持及び援助を与え、ただし、法的に村民自治の範圍に属する事項に関与してはならない。

② 村民委員會は、郷、民族郷及び鎮の人民政府の業務遂行に協力する。

第2章 村民委員會の構成及び職責

第6条 村民委員會は、主任、副主任及び委員合計して3人以上7人以内で組織する。

② 村民委員會の構成員の中には女性の構成員

(1) 訳者注：法律原文には項番号が付されていないが、便宜のため訳者が番号を付した。また、翻訳文中の注はすべて訳者による注であり、[]内は訳者による補訳である。

(2) 領導については、解説の注24を参照。

が含まれなければならない、多くの民族が居住する村においては、人数の比較的少ない民族の構成員が含まれなければならない。

- ③ 村民委員會の構成員に対しては、業務の状況に応じて、適当な手当を支給する。

第7条 村民委員會は、必要に基づき、人民調停、治安維持、公衆衛生及び家族計画等の委員會を設置する。村民委員會の構成員は、下部の委員會の構成員を兼任することができる。人口が少ない村の村民委員會は、下部の委員會を設置しないことができ、村民委員會の構成員が人民調停、治安維持、公衆衛生及び家族計画等の業務を分担してその責任を負う。

第8条 村民委員會は、村民が法に従って、各種の形式の共同経済その他の経済を發展させることを支持し及び組織し、当該村における生産の支援及び調整業務を担い、農村の生産建設及び経済發展を促進しなければならない。

- ② 村民委員會は、法律の規定に従い、当該村の農民集団所有に属する土地その他の財産を管理し、村民が合理的に天然資源を利用し、生態環境を保護し改善するよう導く。

- ③ 村民委員會は、集団経済組織が法に従って、独立して経済活動を行う自主権を尊重し、かつ、支持しなければならない、家族請負經營を基礎として統合經營と分散經營とを結びつけた二重經營体制を守り、集団経済組織及び村民、請負經營者、共同經營者又は組合の合法的な財産権及びその他の合法的な權益を保障しなければならない。

第9条 村民委員會は、憲法、法律、法規及び国の政策を周知し、村民が法律の定める義務を履行し公共財産を大切にしよう教育し、

推進し、村民の合法的な權益を守り、文化教育を發展させ、科学技術知識を普及させ、男女平等を促進し、家族計画業務を遂行し、村と村との間の団結及び相互扶助を促進し、多様な形式の社会主義精神文明の建設活動を進めなければならない。

- ② 村民委員會は、奉仕性、公益性、互助性のある社会組織が法に従って活動を行うことを支持し、農村コミュニティの建設を推し進めなければならない。

- ③ 多民族が居住する村においては、村民委員會は、各民族の村民が団結、相互尊重及び相互援助を増進するよう教育し指導しなければならない。

第10条 村民委員會及びその構成員は、憲法、法律、法規及び国家の政策を遵守し、村民自治規則及び村民規約を遵守し、かつ、その実施に責任を負い、村民會議及び村民代表會議の決定及び決議を執行し、公正に仕事を行い、高潔に公のために力を尽くし、村民のために熱意をもって奉仕し、村民の監督を受けなければならない。

第3章 村民委員會の選挙

第11条 村民委員會の主任、副主任及び委員は、村民により直接選挙される。いかなる組織又は何人も、村民委員會の構成員を指定し、任命し又は更迭することができない。

- ② 村民委員會の任期は、3年とし、満期になったときには、遅滞なく改選選挙を行わなければならない。村民委員會の構成員は再選し再任することができる。

第12条 村民委員會の選挙は、村民選挙委員會が実施する。

- ② 村民選挙委員會は主任及び委員で構成さ

れ、村民会議、村民代表会議又は各村民小組會議が推薦・選出する。

- ③ 村民選挙委員会の構成員が、村民委員会の構成員の候補に指名された場合は、村民選挙委員会を辞さなければならない。
- ④ 村民選挙委員会の構成員が村民選挙委員会を辞したとき又はその他の原因で欠員が生じたときには、当初の推薦の結果に基づき、順次その欠員を補充し、ただし別途推薦することを妨げない。

第13条 満18歳以上の村民は、民族、種族、性別、職業、出身家庭、宗教信仰、教育程度、財産状況及び居住期間を問わず、選挙権及び被選挙権を有する。ただし、法律の定めるところにより、政治的権利をはく奪されている者を除く。

- ② [村民選挙委員会は] 村民委員会の選挙の前に、次に掲げる者を登録し、村民選挙人名簿に記載しなければならない。
 - (1) 戸籍が当該村にあり、かつ、当該村に居住する村民
 - (2) 戸籍が当該村にあり、当該村に居住していないが、本人が選挙に参加する意思を示している村民
 - (3) 戸籍が当該村になく、当該村に1年以上居住し、本人が選挙への参加を申請し、かつ、村民会議又は村民代表会議が選挙に参加することに同意している公民
- ③ 戸籍のある村又は居住している村で選挙人名簿に登録した村民は、その他の地方の村民委員会の選挙に参加することはできない。

第14条 村民選挙人名簿は、選挙日の20日前に村民選挙委員会が公表する。

- ② 村民選挙人名簿に異議がある場合には、名簿の公表の日から5日以内に村民選挙委員会に申し立てなければならず、村民選挙委員会

は申立てを受けた日から3日以内にその処分を決定し、かつ、処分の結果を公表しなければならない。

第15条 村民委員会の選挙は、選挙人名簿に登録された村民が直接候補者を指名する。村民が候補者を指名するときには、村民全体の利益に立脚し、公を重んじ法律を守り、品行方正で、公平でまじめで、公共の利益のために進んで全力を尽くし、ある程度の教育及び業務能力を有する村民を候補者に推薦しなければならない。候補者数は、選出すべき定数より多くなければならない。村民選挙委員会は、候補者と村民の対面のを設け、候補者は職務遂行についての考えを紹介し、村民からの質問に回答しなければならない。

- ② 村民委員会の選挙は、選挙人名簿に登録された村民の過半数の投票により有効となる。候補者は、村民の投票の過半数の票を得た場合に当選することができる。当選人数が選出すべき定数に足りない場合は、当選人の不足数について別途の選挙を行う。別途の選挙では、第1次投票で当選しなかった者で得票が多いものを候補者とし、得票の多い候補者を当選人とするが、その得票数は投票総数の3分の1を下回ってはならない。
- ③ 選挙は無記名投票及び公開集計の方法を実施し、選挙結果はその場で公表しなければならない。選挙の際には、秘密投票所を設置しなければならない。
- ④ 選挙人名簿に登録された村民は、選挙期間中に不在で投票に参加できない場合には、当該村の選挙権を有する親族に、書面で投票を委任することができる。村民選挙委員会は、委任者と受任者の名簿を公表しなければならない。
- ⑤ 具体的な選挙の方法は、省、自治区及び直轄市の人民代表大会常務委員会が定める。

第16条 当該村の選挙権を有する村民の5分の1以上又は村民代表の3分の1以上は、連名をもって村民委員会の構成員を罷免する要求を提出し、かつ、罷免の理由を説明することができる。罷免を要求された村民委員会の構成員は、釈明の意見を提出する権利を有する。

② 村民委員会の構成員の罷免は、選挙人登録をした村民の過半数の投票を必要とし、かつ、投票した村民の過半数により採択しなければならない。

第17条 暴力、威嚇、詐欺、賄賂、投票用紙の偽造及び得票数の虚偽報告等の不正な手段により村民委員会の構成員に当選した場合は、当選は無効とする。

② 暴力、威嚇、詐欺、賄賂、投票用紙の偽造及び得票数の虚偽報告等の不正な手段により、村民が選挙権及び被選挙権を行使するのを妨害し、及び村民委員会選挙を破壊する行為に対しては、村民は、郷、民族郷及び鎮の人民代表大会及び人民政府又は県級の人民代表大会常務委員会、人民政府及びその関係する主管部門に告発する権利を有し、郷級又は県級の人民政府は、調査し、かつ、法に従い処理する責任を有する。

第18条 村民委員会の構成員は、行為能力を喪失し又は刑事罰の判決を受けた場合には、その職を自ら辞するものとする。

第19条 村民委員会の構成員に欠員が生じた場合は、村民会議又は村民代表会議が補欠選挙を行うことができる。補欠選挙の手続については、第15条の規定を適用する。補欠選挙された村民委員会の構成員の任期は、当該期の村民委員会の任期満了の時までとする。

第20条 村民委員会は、新たな会期の村民委員会が成立した日から10日以内に、業務の引継を終えなければならない。業務の引継は、村民選挙委員会が主催し、郷、民族郷及び鎮の人民政府が監督する。

第4章 村民会議及び村民代表会議

第21条 村民会議は、当該村の18歳以上の村民をもって組織する。

② 村民会議は、村民委員会が開催する。村民の10分の1以上又は村民代表の3分の1以上の提案があれば、村民会議を開催しなければならない。村民会議の開催は、その10日前に村民に通知しなければならない。

第22条 村民会議の開催には、当該村の18歳以上の村民の過半数又は当該村の世帯の3分の2以上の代表の出席を必要とし、村民会議が行う決定は、会議参加者の過半数により採択しなければならない。村民会議の開催及びその決定に関して法律に他の規定がある場合には、その規定に従う。

② 村民会議の開催の際には、必要に応じ、当該村の企業、事業体及び大衆組織に代表を派遣し会議に列席するよう招致することができる。

第23条 村民会議は、村民委員会の年度業務報告を審議し、村民委員会の構成員の業務を評議する。[村民会議は] 村民委員会又は村民代表会議の不当な決定を取り消し又は変更する権利を有する。

② 村民会議は、村民委員会の年度業務報告の審議、村民委員会の構成員の業務の評議及び村民委員会の不当な決定の取消し又は変更を村民代表会議に授権することができる。

第24条 村民の利益に係る次の事項は、村民会議の討議及び決定を経た後に処理する。

- (1) 当該村の休業手当を得る人員及び手当の基準
 - (2) 村の集団経済から得た収益の使用
 - (3) 当該村の公益事業の開始、その資金及び労働力の調達³⁾並びに建設請負計画
 - (4) 土地の経営請負計画
 - (5) 村の集団経済プロジェクトの立案及び請負計画
 - (6) 住宅用地の使用計画
 - (7) 土地収用補償費の使用及び分配計画
 - (8) 貸借、賃貸その他の方式により村の集団財産を処分すること。
 - (9) 村民の利益に係るその他の事項で、村民会議が村民会議により討議して決定すべき事項と認めたもの
- ② 村民会議は、前項各号に定める事項の討議及び決定を村民代表会議に授権することができる。
- ③ 村の集団経済組織の財産及び構成員の権益に関し討議し及び決定した事項について法律に特別の定めがある場合には、その定めるところによる。

第25条 人数が比較的多く又は居住地が分散している村では、村民代表会議を設置し、村民会議が授権した事項を討議し及び決定することができる。村民代表会議は、村民委員会の構成員及び村民代表をもって組織するが、村民代表は、村民代表会議の構成員の5分の4以上、女性の村民代表は、村民代表会議の構成員の3分の1以上でなければならない。

- ② 村民代表は、村民により5世帯から15世帯ごとに1人を推薦し、又は各村民小組から若

干名を推薦する。村民代表の任期は、村民委員会の任期と同様とする。村民代表は、再選し及び再任することができる。

- ③ 村民代表は、その推薦世帯又は村民小組に対し責任を負い、村民の監督を受け入れなければならない。

第26条 村民代表会議は、村民委員会が開催する。村民代表会議は4半期ごとに1回開催する。村民代表の5分の1以上の提案があったときは、村民代表会議を開催しなければならない。

- ② 村民代表会議は、3分の2以上の構成員が出席しなければ、開くことができず、決定を行うには、出席者の過半数の同意がなければならない。

第27条 村民会議は、村民自治規則、村民規約を制定し及び改正し、かつ、郷、民族郷及び鎮の人民政府に届け出ることができる。

- ② 村民自治規則、村民規約及び村民会議又は村民代表会議の決定は、憲法、法律、法規及び国の政策に抵触してはならず、村民の人身の権利、民主的権利及び合法的な財産の権利を侵害する内容を有するものであってはならない。

- ③ 村民自治規則、村民規約及び村民会議又は村民代表会議の決定が前項の規定に違反する場合は、郷、民族郷及び鎮の人民政府は、改正を命じるものとする。

第28条 村民小組会議の開催は、当該村民小組の18歳以上の村民の3分の2以上、又は当該村の村民小組の世帯の3分の2以上の代表が出席しなければならない。決定は、出席者の過

(3) 村で公益事業等を行う際に、事業1件ごとに村民や村民委員会がその実施と村民の出資、役務の提供を議論・決定し行うこと。農業税の廃止以後、郷や村の収入が減少し、必要な事業を行うために行われるようになった。解説の注(26)を参照。

半数の同意を得なければならない。

- ② 村民小組組長は、村民小組會議が推薦する。村民小組組長の任期は村民委員会の任期と同様とし、再選し及び再任することができる。
- ③ 村民小組の集団所有に属する土地、企業その他の財産の経営管理及び公益に関する事項の処理は、村民小組會議が関係法律の規定により討議し及び決定し、その決定及び実施の状況は、当該村民小組の村民に対し遅滞なく公表しなければならない。

第5章 民主的管理及び民主的監督

第29条 村民委員会は、少数は多数に従うという民主的な意思決定及び業務公開の原則を実行し、各種の業務制度を確立し整備する。

第30条 村民委員会は、村務の公開を行う。

- ② 村民委員会は、次に掲げる事項を遅滞なく公表し、村民の監督を受けなければならない。
- (1) 第23条及び第24条に規定する村民會議及び村民代表會議が討議し及び決定した事項及びその実施の状況
 - (2) 国の家族計画政策の実施計画
 - (3) 政府から給付され又は社会から贈与された災害救助、補助等の資金並びに物資の管理及び使用の状況
 - (4) 村民委員회가 人民政府に協力して実施した業務の状況
 - (5) 当該村の村民の利益に係る事項及び村民が普遍的に関心を有するその他事項
- ③ 前項に規定する事項のうち、一般事項は少なくとも4半期ごとに公表する。集団の財務の収支の処理を頻繁に行う場合は、財務の収支状況を毎月1回公表しなければならない。

村民の利益に係る重大な事項は随時公表しなければならない。

- ④ 村民委員会は、公表した事項の真実性を保証し、かつ、村民の質問を受けなければならない。

第31条 村民委員회가 公表すべき事項を遅滞なく公表しなかった場合又は公表した事項が真実でなかった場合には、村民は、郷、民族郷及び鎮の人民政府又は県級人民政府及びその関係主管部門に報告する権利を有し、関係人民政府又は主管部門は、事実を調査して確認し、[村民委員会に] 法に従って公表することを命じなければならない。調査により違法行為があったことが確認された場合には、関係者は、法に従い責任を負わなければならない。

第32条 村は、村務監督委員会又は他の形式の村務監督機構を設置し、村民の民主的財務管理に責任を負い、村務公開等の制度の着実な実施を監督し、その構成員は、村民會議又は村民代表會議が村民の中から選出するが、構成員には財務會計、管理の知識を備えた者がいなければならない。村民委員会の構成員及びその近親者は、村務監督機構の構成員となってはならない。村務監督機構の構成員は、村民會議及び村民代表會議に対して責任を負い、村民委員会會議に出席することができる。

第33条 村民委員会の構成員及び村民又は村の集団が休業手当の支給を行う任用職員は、村民會議又は村民代表會議による職務の遂行状況に対する民主評議⁽⁴⁾を受けなければならない。民主評議は少なくとも毎年1回、村務監督機構が行う。

- ② 村民委員会の構成員は、連続して2回不適

(4) 解説の注(36)を参照。

任と評議された場合には、その職務を終了するものとする。

第34条 村民委員会及び村務監督機構は、村務文書〔制度〕を構築しなければならない。村務文書には、選挙文書及び投票用紙、会議記録、土地請負〔経営〕発注計画及び土地請負契約、経済契約、集団財務帳簿、集団資産登記文書、公益施設基本資料、基本建設資料、住宅用地使用計画、土地収用補償費の使用及び分配計画等が含まれる。村務文書は真実で、正確で、完全で、規範的でなければならない。

第35条 村民委員会の構成員は、任期中及び離任時の財務責任⁽⁵⁾監査を行い、監査には次の事項を含む。

- (1) 当該村の財務収支状況
 - (2) 当該村の債権債務状況
 - (3) 政府から給付され又は社会から贈与された資金並びに物資の管理及び使用の状況
 - (4) 当該村の生産経営及び建設プロジェクトの請負管理及び公益事業建設プロジェクトの入札状況
 - (5) 当該村の資金の管理及び使用、当該村の集団の資産及び資源の請負、賃借、担保及び譲渡の状況並びに土地収用補償費の使用及び分配の状況
 - (6) 当該村の村民の5分の1以上が監査請求をしたその他の事項
- ② 村民委員会の構成員の任期中及び離任時の財務責任監査は、県級人民政府の農業部門、財政部門又は郷、民族郷及び鎮の人民政府が責任をもって組織し、その監査結果は公表し、そのうち離任時の財務責任監査の結果は、次期村民委員会選挙の前に公表しなければ

ならない。

第36条 村民委員会又は村民委員会の構成員が行った決定が村民の合法的權益を侵害した場合は、侵害された村民は、人民法院に撤回の訴えをすることができ、責任者は、法に従い法的責任を引き受けなければならない。

② 村民委員会が法律及び法規の規定に反し法定義務を履行しない場合には、郷、民族郷及び鎮の人民政府は、是正を命じるものとする。

③ 郷、民族郷及び鎮の人民政府が法的に村民自治の範囲に属する事項に干渉する場合は、1級上の人民政府は、是正を命じるものとする。

第6章 附則

第37条 人民政府は、政府の業務執行への村民委員会による協力に対して、必要な条件を提供しなければならない。人民政府の関係部門が村民委員会に委託して行う業務に必要な経費は、委託を行う部門が負担する。

② 村民委員会が当該村の公益事業を行うために必要な経費は、村民会議が資金及び労働の調達により解決するものとする。経費の調達が困難な場合には、地方人民政府が適当な支援を与える。

第38条 農村に駐在する機関、団体、部隊、国有会社及び国有持株会社、事業体及びその人員は村民委員会組織に参加しないが、多くの方式により、農村コミュニティの建設に参加し、関係村民規約を遵守しなければならない。

② 村民委員会、村民会議又は村民代表会議

(5) 解説の注37を参照。

が、前項に規定する組織に関連する事項を討議し、及び決定する場合には、その組織と協議をしなければならない。

第39条 地方各級人民代表大会及び県級以上の地方各級人民代表大会常務委員会は、当該行政区域内でこの法律の実施を保証し、村民が法に従い自治権を行使することを保障する。

第40条 省、自治区及び直轄市の人民代表大会常務委員会は、この法律に基づき、当該行政区域における実施の状況を勘案し、実施弁法を制定するものとする。

第41条 この法律は、公布の日から施行する。

(みやお えみ)